

5 令和7年度 建設事業執行方針

令和7年4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和7年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2
- 1 「社会資本未来プラン」(令和3年3月策定)については、「安心・安全で、本県の強みを生かした、魅力ある持続可能な県土づくり」に向けた各施策に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、事業を加速し、県土の強靱化を推進する。
 - 2 公共事業の執行に当たっては、進行管理を徹底し、早期着工を促進するなど年度当初から計画的な執行に努める。特に、近年、頻発化、激甚化する自然災害を踏まえ、災害復旧事業や改良復旧事業などについては、被災地域の一日も早い復旧・復興の実現に向け、着実な事業執行を図る。また、前年度からの繰越事業については、特に綿密な進行管理を行い、事業の早期完了に努める。なお、事故繰越は、年度内に避けがたい事象が生じた場合の例外的な取扱いであることに留意し、事故繰越が生じないよう着実な執行を図る。
 - 3 高度経済成長期に整備したインフラの修繕など、「社会資本の適切な維持管理」に資する取組についても重点を置き、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、より効果的・効率的な維持管理を推進する。
 - 4 建設分野の調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進する。
 - 5 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施する。
 - 6 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進する。
 - 7 地域に必要な建設業の人手不足が深刻化する中で、建設業担い手3法の改正に向けた取組や、DXを活用した生産性向上、建設業の魅力向上・発信により、建設業の担い手確保を推進する。
 - 8 「第5次広島県環境基本計画」(令和3年3月)に関連し、建設工事において従来の材料よりCO2排出量が削減された材料を使用するなどネット・ゼロカーボンに資する取組を推進する。
 - 9 建設事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業実施に当たっての関係法令を遵守し、必要となる手続きを確実に行う。

(事業の執行)

- 第3
- 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、前年度からの繰越事業を優先して行うなど計画的な予算執行を行う。また、関係法令を遵守するとともに、事務手続きの効率化・迅速化に繋がる取り組みを進めながら、適正な執行に努める。さらに、適正な工期を確保するとともに、施工時期の平準化に努める。
 - 2 「工事着手日選択型契約方式」などの活用により、建設事業者が計画的に受注できる環境を整備し、建設産業における担い手確保や働き方改革を進める。
 - 3 発注に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うとともに、現場条件を踏まえた適切な施

工条件を明示する。

- 4 契約後、設計図書（仕様書、設計書及び図面）に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合や、契約後、賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行う。

また、設計変更に当たっては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）」に基づき適切に行う。

（執行計画の策定）

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行う。

- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努める。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議する。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議する。

（適正工期の設定）

第5 1 適正な工期設定を行い、年度内完成に努める。年度内完成が困難と見込まれるものについては、翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努める。

- 2 発注に当たっては、安易な工事の分割は徹底的に慎み、やむを得ず分割する場合は、その必要性について事業主管課と協議を行ったうえで決定する。

（工事の執行）

第6 1 工事中の安全を確保するため、監督業務や中間検査、施工体制立入点検や安全パトロール等を実施し、安全上の問題点の早期発見に努めるとともに、必要に応じて受注者に改善指導等を行う。また、事故が発生した場合は、受発注者で連携して原因究明を行うとともに、安全管理の徹底を受注者に指導するなど再発防止に努める。

- 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮する。

（工事監督・検査体制等の確保）

第7 1 「品確法」に基づき、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施することに加え、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保など、発注者の責務を果すための取組がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査等の体制を確保する。

- 2 監督・検査に当たっては、受発注者の業務効率化のため、遠隔臨場の積極的な活用に努めるとともに、ウェブ会議システム等を利用した協議や検査を推進する。

(建設副産物対策)

- 第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図る。
- 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」(平成4年7月1日制定)に基づき、再生資材の積極的な利用を行う。
- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」(平成10年3月15日制定)に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図る。

(建設資材)

- 第9 1 工事で使用する土砂(補足土)、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
- 2 「広島県登録リサイクル製品使用指針」(平成16年10月1日制定)に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定する。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努める。
- 3 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入する。
- 4 カーボンニュートラルの観点からも、再生建設資材の積極的な利用を図る。

(測量等事前調査)

- 第10 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了する。

(用地取得事務)

- 第11 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」(平成18年3月7日制定)の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努め、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行う。
- ① 用地取得は、原則として工事实施の前年度までに行う。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努める。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直しして、計画的な用地取得に努める。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用する。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図る。

(工事等の進行管理)

- 第12 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に基づき、特に次のことに留意のうえ、適切に行う。
- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題、法令手続きの有無及び手続状況等を的確に把握するとともに、必要に応じて執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図る。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方策を早期に決定し、事業の円滑な執行を図る。

- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を行う。

(電子調達)の推進)

- 第13 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、公共事業の調達の完全電子化を進める。
2 契約手続きのオンライン化に向け、電子契約システムの導入を進める。
3 事務管理総合システム、電子入札等システム、情報共有システム及び保管管理システム等の機能改善及び適正な維持管理に努める。

(建設工事に係る入札・契約制度)

- 第14 1 入札契約の公正性・公平性を確保するため、法令順守の徹底や入札契約制度の見直しを通じて不正排除の徹底に取り組む。
2 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
3 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札により行う。
4 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行う。
5 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮する。
① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名する。
② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とする。なお、やむを得ず県外業者を下請負人等とする場合については、理由書の提出を求める。
6 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
7 災害実績条件付一般競争入札は、災害に関連する工事を元請又は下請として施工した建設業者を評価することを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
8 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
9 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」(平成15年6月1日施行)による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
10 予定価格の事後公表の拡大や、大規模工事(請負対象設計金額5億円以上)における入札ポンド制度や特定建設工事共同企業体制度の適用等により、適正な競争の促進を図る。
11 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を円滑に進めるため、次のことを適切に運用する。
① 請負金額4,500万円未満の工事については、適切な範囲で主任技術者の兼務を可能とする。
② 請負金額4,500万円以上の工事の主任技術者の兼務について、同一市町内で密接な関係があり、工事箇所の間隔が10km程度の公共工事又は「建設業法」(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書を適用する場合は2件以内まで兼務を可能とする。
③ 主任技術者の専任を要さない工事については、一般競争入札において、求める年間平均完成工事高の要件を、予定価格の二分の一以上とする。
④ 迅速かつ計画的な事業執行を図るため、同時期に発注しなければならない真に必要な工事については、地域の実情に応じて一抜け方式による入札を実施する。

(測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等)

第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」(平成11年4月1日制定)に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定する。

(受注者の指導)

第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次のことに重点的に取り組む。

- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行う。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行う。
- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所(いわゆる「名ばかり営業所」)の排除を徹底する。
- ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任(監理)技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

(社会資本の適切な維持管理の推進)

第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や、予防保全型の修繕等による修繕費の平準化を図るとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の効率化・高度化の取組を推進する。

(デジタルトランスフォーメーションの推進)

第18 「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野の生産性向上に向けたBIM/CIMの活用やICT建設機械等による施工の拡大、インフラマネジメント基盤(Dobox)のオープンデータを活用し、大学での研究、民間企業による防災アプリや観光ナビアプリのサービスの提供など幅広い分野で利活用を推進する。また、職員及び建設事業者双方のデジタルリテラシーの向上に向けた取組など、デジタル技術を活用した取組を推進する。

(建設分野の革新技術の活用)

第19 「広島県建設分野の革新技術活用制度」に基づき、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化や施設整備等の効率化、カーボンニュートラルの推進など、高度化に資する革新技術の募集・登録を行うとともに、登録した革新技術の活用を推進する。

(担い手確保の推進)

- 第20
- 1 下請への労務費や工期等のしわ寄せによる低賃金、長時間労働の解消に向けて、改正担い手3法が適切に運用されるよう建設業者への指導等を実施する。
 - 2 建設現場において更なる効率化・省人化を図るため、ICT活用工事の拡大に向け、建設業者等への講習会等を実施する。
 - 3 建設業担い手確保に向け、建設業の魅力向上・発信の取組を推進する。

(社会保険等未加入対策)

- 第21 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
- ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第22 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させる。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」（平成6年8月31日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成15年4月1日制定）によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報する。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成25年2月8日制定）によりの確に対応する。

(環境保全と循環型社会の構築)

- 第23 豊かで美しい自然環境を保全するとともに、地球温暖化への影響を低減させるため、自然環境・生態系に配慮したインフラ整備や資源の有効利用など、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。また、公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成23年4月1日改定）に基づき、公共工事の計画段階から工事・維持管理段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第24 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成5年4月1日施行）等に基づき、公物管理推進委員会等も活用しながら法令手続きの有無及び手続状況を把握し、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理する。

6 豪雨災害からの復旧・復興

(1) 令和3年7月・8月豪雨

ア 概要

令和3年7・8月豪雨により発生した多数の公共土木災害の早期復旧に向けて災害復旧工事を進めるとともに、土砂災害により緊急的な対応が必要な箇所については、災害関連緊急砂防事業を実施し、令和5年に概ね完了した。また、被災箇所のうち、特に河川の氾濫により甚大な浸水被害が発生した多治比川や本川等の県内6河川について、再度災害防止の観点から、被災箇所周辺も含め一体的に整備する改良復旧を行うこととし、これらの対策の実施区間や手法等を「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」としてとりまとめた。

イ 令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト

【河川改良復旧による再度災害防止対策の推進】

- ◆ 三津大川（東広島市安芸津町三津）については、河川の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅や橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年7月豪雨相当の洪水から市街地における浸水被害を防止する。
- ◆ 本川（竹原市本町）については、河川の氾濫及び内水の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等の改良復旧、及び竹原市による内水対策を実施し、令和3年7月豪雨を上回る平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止する。併せて、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。
- ◆ 多治比川（安芸高田市吉田町）については、堤防決壊や河川の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止する。併せて、破堤区間の堤防強化や、安芸高田市による内水対策、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。

7 社会資本未来プラン及び関連計画等

(1) 策定の趣旨・位置付け

「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」は、本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画であり、今後の取組の方向性など、社会資本マネジメントの基本方針を定めたものです。また、このプランに基づき事業別整備計画等の関連計画等を策定し、計画的な社会資本整備を推進しています。

(2) 計画期間

プラン：令和3年度～令和12年度〔10年間〕

関連計画：令和3年度～令和7年度〔5年間〕

(3) プランの概要

ア 基本的な取組方針

➤ 最適な資源配分による効果的なハード対策の推進

- ✓ 県民の安全・安心の確保や社会経済活動を維持・発展させていくため、地域の状況や市町のまちづくり計画も勘案しながら優先度を設定し、最適な資源配分による効果的な社会基盤の整備を推進

➤ ハード対策を補完する取組の充実・強化

- ✓ 既存インフラの更なる有効活用やその機能を高めるハード対策に加え、ソフト対策を一層充実・強化させ、ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら、より効果的・効率的な取組を推進

➤ 効果的・効率的な維持管理の推進

- ✓ 老朽化する既存インフラが更に増大する中、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、国・市町等と連携して、より効果的かつ効率的な維持管理を推進

➤ 進展するデジタル技術の実装によるイノベーション

- ✓ 社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくため、デジタル技術を最大限に活用していくとともに、新たなサービスや付加価値の創出にも、民間企業等と積極的に協働しながら推進

イ 目指す姿

県民が様々な場面（平時から非常時に至るまで）において、「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」等の向上を実感できる社会

ウ 施策体系

安全・安心で、広島県の強みを生かした魅力のある持続可能な県土 ～社会変化に適応したインフラマネジメントの推進～

デジタルトランスフォーメーション（広島デジタル構想）の推進
 【デジタル技術の実装によるイノベーション】
 効果を高めるための施策

【施策の柱】

施策Ⅰ

【安全・安心な県土づくり】
 ～安全・安心を支える
 総合的な県土の強靱化～

【取組方針①】

防災・減災対策の充実・強化

- 平成30年7月豪雨災害等からの創造的復興
- 激甚化する豪雨等に対する総合的な治水・土砂災害対策等の推進
- 災害時に機能する道路ネットワークの機能強化
- 切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進

【取組方針②】

安全で快適な交通環境づくりの推進

- 安全で快適な道路空間の形成
- 安全で快適な海上交通対策の推進

施策Ⅱ

【県の強みを生かした県土づくり】
 ～交流・連携を支える
 ネットワークの充実・強化～

【取組方針③】

経済・物流を支える基盤の強化

- 生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実
- 強い経済の基盤となるグローバルゲートウェイ機能の強化

【取組方針④】

集客・交流機能の強化とブランド力向上

- 主要都市間の連携を強化する基盤整備
- 観光振興に資する基盤整備
- 瀬戸内海の魅力を生かしたみなと環境の整備
- 空港機能の充実

施策Ⅲ

【魅力ある持続可能な県土づくり】
 ～魅力的で持続可能な
 社会を支える基盤形成～

【取組方針⑤】

コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

- 安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成
- 人や産業を惹きつける活力のあるまちづくりの推進
- 地域資源を生かした住民主体のまちづくりの推進
- 誰にでもやさしい住環境・生活空間の整備
- 中山間地域・島嶼部など地域を支える交通・産業基盤の確保

【取組方針⑥】

環境保全と循環型社会の構築

- 地域の実情に応じた効率的な污水处理
- 自然エネルギー・建設副産物などの有効活用
- 河川・海域環境の改善（藻場・干潟）、自然環境の保護・調和
- 環境負荷の少ない交通体系への転換

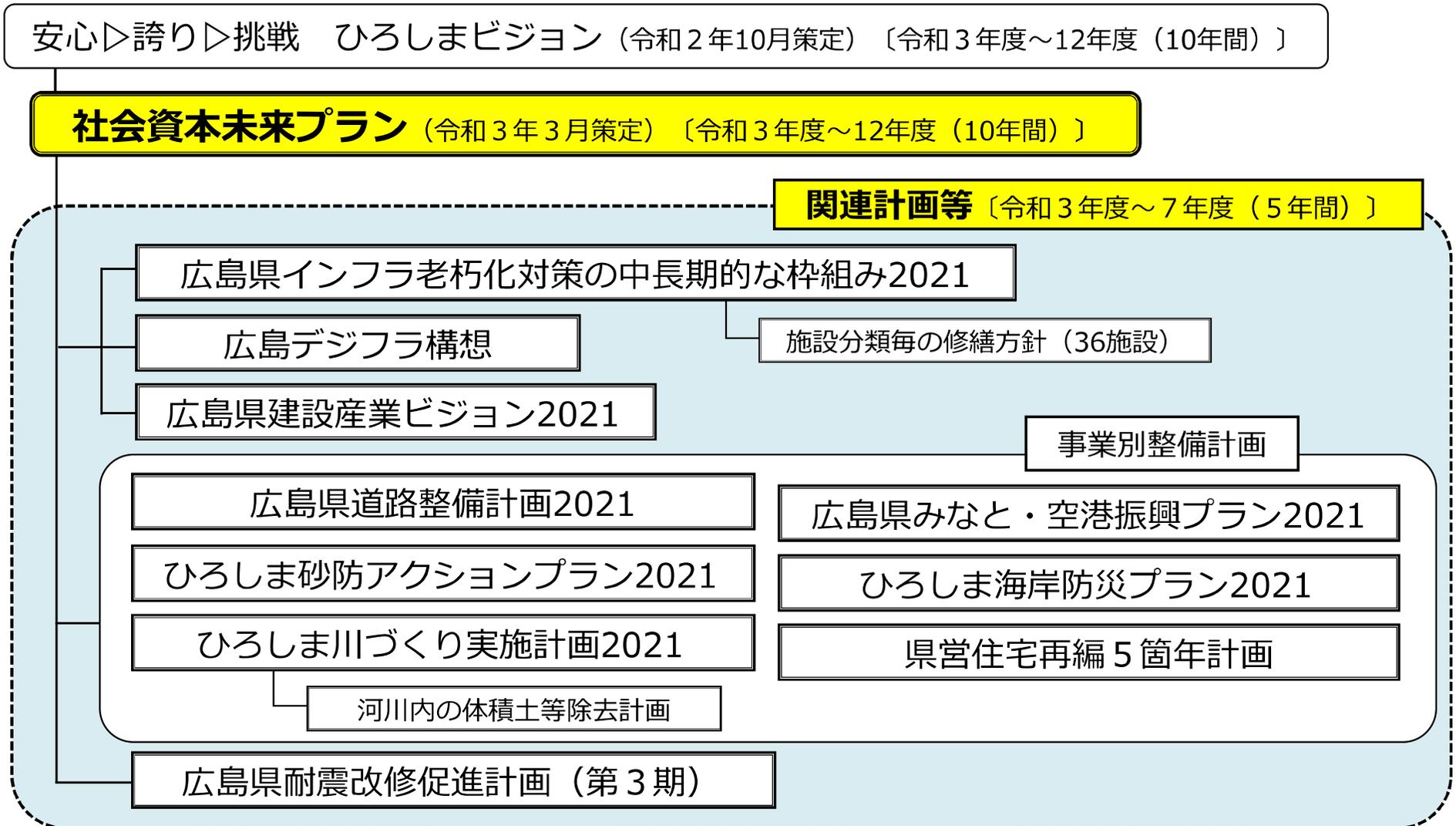
【県土づくりにおける **共通施策**】～社会資本の適切な維持管理の推進～

計画的に推進するための取組

- 事業別整備計画の着実な推進
- 社会資本を支える担い手の確保・育成
- 多様な主体との連携
- 施策の点検

(4) プラン及び関連計画等体系図

- ✓ 「社会資本未来プラン」は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画であり、社会資本分野のマネジメントの基本方針として策定



8 広島デジフラ構想 2025

(1) 策定の趣旨

本県では、県の総合戦略である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」において、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を全ての施策を貫く3つの視点の一つとして掲げるとともに、社会資本分野のマネジメント基本方針である「社会資本未来プラン」においても、効果を高めるための施策として位置付け、先駆的に取り組むこととしている。

「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）は、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）していくため、目指す姿や具体的な取組案をとりまとめたものである。

令和7年度は、本構想に掲げる取組の前倒しなどの見直しを行うとともに、空港部門の1項目を追加し、「広島デジフラ構想 2025」として全51項目の取組案を推進する。

(2) 基本的な考え方

社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくためには、急速に進展するデジタル技術の活用は非常に有効な手段である。

このため、本構想の実現に向けて、次の3つの考えを基本に5つの姿勢で取組を推進する。

【3つの基本的な考え方】

(1) デジタル技術を最大限に活用 (2) データ利活用を推進 (3) 人材育成と官民連携を推進

【5つの取組姿勢】

(1) ユーザーファースト(県民起点)で考える (2) 分野(縦割りの壁)を越える
(3) 様々な関係者を巻き込む (4) 小さく始めて改善を繰り返す (5) 失敗を恐れない

(3) 取組期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 目指す姿

「社会資本未来プラン」に示す県土の将来像の実現に向けて、本構想では次の5つの姿を目指す。

I. 新たなサービス・付加価値の創出

○オープンデータ化が進み、官民データを活用した災害リスク情報など、県民が必要な情報を容易に入手できることで、県民の安全・安心が向上し、新たなサービス・付加価値が創出されている。

II. 県民の安全・安心の向上

○県土全体の3次元デジタル化や将来の自動運転に向けた環境整備などにより、県民の利便性が向上するとともに、物流・交通・観光など幅広い領域においても、新たなサービス・付加価値が創出されている。

III. 県民の利便性向上

○社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、BIM/CIMの活用やICT建設機械による施工、AIを活用した点検技術などにより、建設分野の生産性が向上している。

IV. 建設分野の生産性向上

○これらの実現に向けて、建設分野における関係者が、デジタル技術に関する一定の知識や利用する能力（デジタルリテラシー）を持ちつつ、官民でノウハウなどを共有しながら、持続的な変革を実践している。

V. 持続的な変革

(5) 具体的な取組案

具体的な取組案は、本構想の策定時点で想定する取組の将来像や内容を取りまとめたものである。今後、デジタル技術の進展や取組の進捗状況などにより、他分野への応用や、複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込まれる。このため、毎年度フォローアップを実施し、取組内容やロードマップの見直しを行う。

また、取組案に加え、様々な施策アイデアについても、引き続き具体化に向けて検討・調整を進めていく。

目指す姿	取組分類	具体的な取組案（抜粋）
Ⅰ. 新たなサービス・付加価値の創出	①データの一元化・オープン化	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラマネジメント基盤（DoboX）の構築、運用拡大 ・地盤情報のオープンデータ化
	②価値あるデータの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県土全体の3次元デジタル化 ・都市計画基礎調査結果のオープンデータ化
Ⅱ. 県民の安全・安心の向上	③災害リスク情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとに異なる災害リスク情報のリアルタイム発信 ・洪水予測などの水害リスク情報の高度化
	④異常気象時の業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・画像情報等の充実・強化 ・ダム放流操作の精度向上を支援するシステムの構築
Ⅲ. 県民の利便性向上	⑤円滑な物流・人流の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータを活用した主要渋滞箇所における交通円滑化対策の実施 ・デジタル技術を活用した港湾物流の高度化・効率化
Ⅳ. 建設分野の生産性向上	⑥効率的な事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物における CIM の完全実施（i-Construction の推進） ・AIなどを活用した地形改変箇所等の抽出
	⑦維持管理の高度化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業における支援技術の構築 ・IoTやドローン等を活用した獣害防止対策の構築
Ⅴ. 持続的な変革	⑧人材育成と官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・建設分野におけるデジタルリテラシー向上に係る研修の実施 ・建設分野におけるDX推進のための官民協働体制の構築

9 社会資本の適切な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後 50 年以上を経過する施設が 20 年後には橋梁で約 8 割、砂防堰堤で約 9 割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。また、「建設分野の革新技術活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技術の活用を推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修 等
	河川事業	手城川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	魚切ダム管理施設外 更新工事 等
	砂防事業	皆賀川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	尾道糸崎港三原地区外 護岸修繕 等
	漁港事業	草津漁港外 岸壁補修 等
	公園事業	びんご運動公園外 施設改修 等
建設分野の革新技術活用推進事業	① 建設分野の革新技術に関する情報の発信 ② 建設分野の革新技術の活用推進	

令和7年7月発行

土木建築行政の概要

広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-228-2111 (代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>
